

5 私立学校取調条項の進達 (明治二十年二月)

(欄外注記1)
明治二十年二月三日受
日出

学務課主任 廣大東重善 (印)

知事 (高崎印) 第二部長 (渡辺印) 学務課長 (庵地印)

私立学校取調条項文部省へ進達之件

按

文部省

学務局長

知事

当府下私立学校ニ関スル事項取調之義ニ付テハ兼テ御照会之趣
モ有之客年十二月東京専門学校外拾校分及進達置候処今般更
ニ左記之分及進達候条御領収有之度其内独逸学協会学校之分ハ
客年中学科程度並授業時間表ノミ及進達置候処右ハ誤謬之廉有
之趣ニテ今般更ニ学科程度並授業時間表ヲモ相添差出候条前進
達之分ト御引換有之度又頌栄学校之義ハ客年中規則ヲ改正シ今
ハ女学校ノミニ相成候ニ付省フク方可然ト存シ進達不致其他ハ
不日悉皆取纏可及進達候条右様御承知有之度此段申進候也

明治法律学校

英吉利法律学校

此分卒業生氏名並現業丈進達シ置キ創立以來沿革ハ
不日進達ノ筈其他ハ客年中進達済

東京専門学校

専修学校

独逸学協会学校

慶応義塾

此分学科程度並授業時間表ハ客年中進達済ニ付今之
ヲ除キ其他ノ事項ヲ進達ス

済生学舎
東洋英和学校
仏学塾
共立学校
獣医学校

理由

本按御参考之為客年中之本件ニ関スル回議按ヲ付ス

(欄外注記1)

「判決二月四日」「送達二月八日・第一〇〇五号」

(欄外注記1)
明治十九年十二月廿五日受
日出

学務課主任 廣大東重善 (印)

知事 (代理・書記官・銀林印) 第二部長 学務課長 (庵地印)

私立学校取調条項文部省ニ進達之件

文部省

学務局長

知事

過般御照会之候当府下私立学校ニ関スル事項取調之義先以テ
左記之分及進達候其他之分ハ不日取纏次第可及進達候条右様御
承知有之度候也

此ノ分創立以來ノ沿革ト卒業生徒氏名並其現業ハ跡
ヨリ進達ノ筈

東京専門学校

東京法学校

此ノ分ハ学科程度並授業時間表丈先以テ進達シ置ク

独逸学協会学校

同人社

攻玉塾

独逸学校

此ノ分ハ学科程度並授業時間表丈先以テ進達シ置ク

東洋英和学校

東京英和学校

三田英学校

大谷教 校

有 斐 学 校

東京法学校

專修学 校

独逸学協會学校

慶 応 義 塾

同 人 社

濟 生 学 舎

攻 玉 塾

独 逸 学 校

東洋英和学校

東京英和学校

頌 栄 学 校

仏 学 塾

共 立 学 校

進 徳 館

三田英学校

獸 医 学 校

大 谷 教 校

有 斐 学 校

以上

(欄外注記1)

〔判決十二月二十五日〕「送達十二月二十七日・第二三六一六号」

(欄外注記1)
明治十九年十二月六日受
日出

学務課主任屬大東重善(印)

知事 第二部長(渡辺印) 学務課長(藤地印)

文部省学務局長ノ照会ニ対シ私立学校主召喚之件

別紙学務局長ヨリ照会有之候ニ付テハ各校主ヲ当課へ召喚シ篤
ト面陳之上別記条項具申為致可然哉此段相伺候也

当府下ニ設置セル私立学校之内左記之分ニ就キ別紙之事項調査
上入用ニ有之候間可成最近之実況ニヨリ御取纏之上至急御廻付
相成度此段及御照会候也

明治十九年十二月四日

学務局長代理

文部省参事官 折田彦市(印)

東京府知事 高崎五六殿

記

明治法律学校

英吉利法律学校

東京専門学校

別記

一創立以来ノ沿革

一学科程度並授業時間表

一校主及教員履歴

一敷地建物略図並所有ノ區別

一資産

一一ヶ年経費收入支出予算

一生徒定員並現員

一卒業生徒氏名並其現業

右之内学科程度等ノ項ハ殊ニ至急ヲ要スルニ付最初ニ御回付相
成度候也

(欄外注記1)

〔判決十二月六日〕

〔明治二十年 特別認可学校書類 学務課

616 B57〕